

# 素敵に生きよう

vol.72

## 女性に対する暴力防止運動

### パープルリボン普及イベント



夫・パートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。国や大阪府松原市では毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としてさまざまな催しを行います。

暴力をしない、許さないという意識づくりを進め、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、一人ひとりができることはなにか、この機会に考えてみませんか。

### DV(デートDV)ってなに?!

あなたは配偶者や恋人など親密な関係にある人と一緒にいるとき、相

手に恐怖を感じたり、自分がいやなことを「いや」と言えずに、一緒にいるのが辛いと感じたりすることがありませんか。

DVとは、一般的に、配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)者からふるわれる、暴力のことであります。大人だけの問題ではなく、高校生や大学生などの若者の間でも起こっています(恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」といいます)。

もし、あなたが配偶者や恋人から心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じることもあるとしたら、それは対等な関係ではなく、望ましい状態ではありません。どんな理由があっても、暴力は許されない行為です。

「これってもしかしてDV?」と思ったり、ひとりで抱え込まず、どんなことでも相談してください。

### 《特設女性相談》

毎週木曜日に女性カウンセラーによる無料の女性相談を行っています(25ページ参照)。また、次のとおり夜間相談を行います。

▼とき 11月9日(休)午後5時～8時  
(一人1時間、要予約) ▼ところ 市役所3階相談室

### 《DV・デートDV相談》

被害者の安全確保を最優先にし、被害者が主体的にこれからの生活を考えていけるよう、被害者の気持ちに寄り添いながら必要な支援をしていきます。

人権交流室、はーとビューでは電話、面接による相談を行っています(月～金曜日午前9時～午後5時30分)。

### 《セミナー》

デートDVを防止するために、お互いを大切にする関係とは、▼とき 11月20日(月)午後1時30分～3時30分 ▼ところ 市役所8階会議室 ▼講師 国安澄江さん(ウイメ

ンズセンター大阪) ▼定員 先着30人 ▼保育 一人300円、直接NPO法人子育て支援ほけっと(☎268-2182、☎284-7733)へ。

▼申込み・問合せ 電話(☎332-5705)・Eメール(heartview@city.matsubara.osaka.jp)はーとビューへ。

### 《パネル展》

「パールリボン普及イベント」 ▼とき 11月20日(月)～22日(水)、24日(金) ▼ところ 市役所1階ロビー

### 《法務局 電話相談》

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、下記の期間において、受付時間を延長し、土・日の相談も受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守します(ホットライン☎0570-070810)。

▼とき 11月13日(月)～19日(日)午前8時30分～午後7時 ※18日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時 ▼内容

夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシユアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題 ▼問合せ 大阪法務局人権擁護部(☎06・6942・9496)